

公 示

第 129 号

「一般乗合旅客自動車運送事業の許可申請事案及び事業計画変更認可申請事案等の審査基準について」の一部改正について

令和5年12月28日

東北運輸局長 石 谷 俊 史

「一般乗合旅客自動車運送事業の許可申請事案及び事業計画変更認可申請事案等の審査基準について」（平成13年12月25日付け公示第70号）の一部を別添のとおり改正したので公示する。

「一般乗合旅客自動車運送事業の許可申請事案及び事業計画変更認可申請事案等の審査基準について」（平成13年12月25日付け公示第70号）の一部改正について

新	旧
<p style="text-align: center;">公 示</p> <p style="text-align: right;">公示第70号</p> <p>一般乗合旅客自動車運送事業の許可申請及び事業計画変更認可申請等について、事案の迅速かつ適切な処理を図るため、その審査基準を下記のとおり定めたので公示する。</p> <p style="text-align: center;">平成13年12月25日 東北運輸局長 島田 知 明</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 一般乗合旅客自動車運送事業の許可 [道路運送法（昭和26年法律第183号、以下「法」という。）第4条第1項]</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 管理運営体制 ① 法人にあつては、当該法人の業務を執行する常勤役員のうち1名以上が専従するものであり、専従役員のうち1名は、1(9)①の法令試験に</p>	<p style="text-align: center;">公 示</p> <p style="text-align: right;">公示第70号</p> <p>一般乗合旅客自動車運送事業の許可申請及び事業計画変更認可申請等について、事案の迅速かつ適切な処理を図るため、その審査基準を下記のとおり定めたので公示する。</p> <p style="text-align: center;">平成13年12月25日 東北運輸局長 島田 知 明</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 一般乗合旅客自動車運送事業の許可 [道路運送法（昭和26年法律第183号、以下「法」という。）第4条第1項]</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 管理運営体制 ① 法人にあつては、当該法人の業務を執行する常勤役員のうち1名以上が専従するものであり、専従役員のうち1名は、1(9)①の法令試験に</p>

合格した者であること。ただし、一般乗用旅客自動車運送事業者が、区域運行の態様に限定して許可を受けるに当たり、当該運行に必要な法令の知識を有するものとして、法令試験を免除された場合を除く。

②～⑧ (略)

(7) ～ (8) (略)

(9) 法令遵守

① 申請者又は申請者が法人である場合にあつてはその法人の業務を執行する常勤の役員が一般乗合旅客自動車運送事業の遂行に必要な法令の知識を有するものであること。なお、一般乗用旅客自動車運送事業者が、区域運行の態様に限定して許可を受ける場合にあつては、当該運行に必要な法令の知識を有するものとみなす。

上記「法令の知識」については、専従の役員1名に実施する法令試験によって判断するものとする。

②～③ (略)

(10) (略)

(11) 許可に付す条件

① 1 (9) ①により、区域運行に必要な法令の知識を有するものとみなした場合には、当該運行の態様に限定する条件を付すこと。

② 運輸開始までに社会保険等加入義務者が社会保険等に加入する旨の条件を付すこととする。

合格した者であること。

②～⑧ (略)

(7) ～ (8) (略)

(9) 法令遵守

① 申請者又は申請者が法人である場合にあつてはその法人の業務を執行する常勤の役員が一般乗合旅客自動車運送事業の遂行に必要な法令の知識を有するものであること。

なお、この法令の知識については、専従の役員1名に実施する法令試験によって判断するものとする。

②～③ (略)

(10) (略)

(11) 許可に付す条件

運輸開始までに社会保険等加入義務者が社会保険等に加入する旨の条件を付すこととする。

(12) ~ (13) (略)

2 ~ 11. (略)

附則 (略)

附則 (平成14年7月1日公示第43号) (略)

附則 (平成15年9月5日公示第47号) (略)

附則 (平成16年7月28日公示第31号) (略)

附則 (平成17年4月28日公示第9号) (略)

附則 (平成18年9月19日公示第70号) (略)

附則 (平成19年8月27日公示第61号) (略)

附則 (平成20年6月30日公示第51号) (略)

附則 (平成21年9月30日公示第80号) (略)

附則 (平成22年8月24日公示第45号) (略)

附則 (平成24年7月31日公示第33号) (略)

附則 (平成26年1月27日公示第112号) (略)

附則 (平成28年12月20日公示第78号) (略)

附則 (平成29年9月1日公示第35号) (略)

附則 (令和2年10月16日公示第43号) (略)

附則 (令和5年6月27日公示第39号) (略)

附則 (令和5年12月28日公示第129号)

この公示は、令和5年12月28日以降に申請するものから適用するものとする。

(12) ~ (13) (略)

2 ~ 11. (略)

附則 (略)

附則 (平成14年7月1日公示第43号) (略)

附則 (平成15年9月5日公示第47号) (略)

附則 (平成16年7月28日公示第31号) (略)

附則 (平成17年4月28日公示第9号) (略)

附則 (平成18年9月19日公示第70号) (略)

附則 (平成19年8月27日公示第61号) (略)

附則 (平成20年6月30日公示第51号) (略)

附則 (平成21年9月30日公示第80号) (略)

附則 (平成22年8月24日公示第45号) (略)

附則 (平成24年7月31日公示第33号) (略)

附則 (平成26年1月27日公示第112号) (略)

附則 (平成28年12月20日公示第78号) (略)

附則 (平成29年9月1日公示第35号) (略)

附則 (令和2年10月16日公示第43号) (略)

附則 (令和5年6月27日公示第39号) (略)

